

東葉高速鉄道株式会社
国民保護業務計画

目 次

第1章 業務計画の目的等

1	計画の目的	1
2	業務計画の運用	1
	(1) 他の計画との関連	
	(2) 業務計画の見直しと変更	
	(3) 業務計画の変更手続	
3	基本方針	1
	(1) 国民に対する情報提供	
	(2) 関係機関相互の連携協力の確保	
	(3) 国民保護措置等の実施に係る自主的判断	
	(4) 高齢者、障害者等への配慮	
	(5) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	

第2章 平素からの備え

1	体制の整備及び社員の招集基準等	2
	(1) 体制の整備	
	(2) 招集基準等	
	ア 招集基準	
	イ 社員への連絡手段の確保	
2	関係機関との連携体制の整備等	3
	(1) 防災のための連携体制の活用	
	(2) 関係機関の計画との整合性の確保	
	(3) 関係機関相互の意思疎通	
3	通信の確保	3
	(1) 非常通信体制の整備	
4	情報収集・提供等の体制整備	3
	(1) 情報収集・提供のための体制の整備	
5	物資・資材の備蓄、整備	4
6	訓練	4

第3章 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

1	初動時情報連絡体制	4
---	-----------	---

2	事故・災害対策本部の設置	4
---	--------------	---

第2章 事故・災害対策本部の設置等

1	事故・災害対策本部の設置	4
2	関係機関相互の連携	4
3	警報等及び緊急通報の周知	4
4	避難の指示等	5
5	救援の実施	5
6	安否情報収集への協力	5
7	被災情報の収集及び報告	5
8	生活基盤等の確保	5
9	特殊標章等の使用	5
	(1) 特殊標章等の使用	
	(2) 特殊標章等の管理	

第4章 復旧等

1	応急の復旧	6
	(1) 鉄道施設等の応急の復旧	
2	武力攻撃災害等の復旧	6
	(1) 当面の復旧についての留意事項	

第1章 業務計画の目的等

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）及び千葉県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）及び緊急処理事態において国民保護措置等（国民保護措置及び緊急処理事態における国民保護措置に相当する措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 業務計画の運用

(1) 他の計画との関連

この計画は、災害対策基本法に基づく防災業務計画、その他関係法令に基づく計画等と調整を図る。

(2) 業務計画の見直しと変更

この計画は適宜見直しを行い、必要に応じ変更する。

また、この計画の見直しに当たり必要があると認めるときは、関係機関へ資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(3) 業務計画の変更手続

この計画の変更に当たっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、千葉県知事へ報告する。

また、この計画は関係市長へ通知するとともにホームページ等で公表を行う。

3 基本方針

武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、特に以下の点を留意し、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。

(1) 国民に対する情報提供

国民保護措置等に関する情報については、駅構内放送等の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

(2) 関係機関相互の連携協力の確保

防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃事態等や緊急処理事態の特有な事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

(3) 国民保護措置等の実施に係る自主的判断

国民保護措置等の実施に当たっては、県や市などから提供される情報を踏まえたうえで、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断する。

(4) 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するよう努める。

(5) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

県が国から入手した情報や武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）の状況、その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全を十分に確保する。

第2章 平素からの備え

1 体制の整備及び社員の招集基準等

事態の状況に応じた適切な措置を講ずるため、措置の実施に必要な体制及び招集基準を事故・災害対策規程に準じて以下のとおりとする。

(1) 体制の整備

初動対応に必要な社員の迅速な確保体制の整備を行うとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するための体制整備を行う。

体制	体制判断基準
平常勤務	・ 国における武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合
事故・災害対策本部及び現地対策本部	・ 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処に関する基本方針が定められ、国及び県等に対策本部が設置された場合

(2) 招集基準等

ア 招集基準

事故・災害対策規程に準じる。

【社員の招集基準】

体制	社員の招集を要する部署	招集人員
平常勤務	全部署	当日勤務者
事故・災害対策本部 及び現地対策本部	全部署	全員

イ 社員への連絡手段の確保

非常連絡網等連絡体制を整備し、夜間や休日においても連絡が行えるよう連絡手段を確保する。

2 関係機関との連携体制の整備等

(1) 防災のための連携体制の活用

防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成した国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図るよう努める。

(3) 関係機関相互の意思疎通

関係機関との意見交換会等に参加し、関係機関との意思疎通を図るよう努める。

3 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

情報の収集、提供等を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

4 情報収集・提供等の体制整備

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

国民保護措置等の実施状況の情報や被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び旅客等に対し駅構内放送、車内放送等を活用してこれらの情報を提供するための体制の整備に努める。

また、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害等により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

5 物資・資材の備蓄、整備

防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害等において迅速に供給できる体制を整備する。

6 訓練

平素より、的確かつ迅速な国民保護措置等の実施が可能となるよう、訓練を実施するとともに、県や市等が実施する国民保護措置等についての訓練へ参加するよう努める。

第3章 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

1 初動時情報連絡体制

緊急事態の発生を把握した場合、直ちに、別に定める他の関係箇所へ速やかに連絡する。

2 事故・災害対策本部の設置

武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合は、社長は事故・災害対策本部を速やかに設置する。

第2 事故・災害対策本部の設置等

1 事故・災害対策本部の設置

武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処に関する基本方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、国及び県等に対策本部が設置された場合は、社長は事故・災害対策本部を設置する。

2 関係機関相互の連携

県及び市等の関係機関と相互に密接に連携するよう努めるとともに、県対策本部長から、社員の派遣に関する求めがあった場合、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じ社員を派遣する。

3 警報等及び緊急通報の周知

千葉県知事から警報等又は緊急通報の通知を受けた場合は、警報等又は緊急通報の内容を社員に伝達し、周知の徹底に努めるとともに、必要に応じて施設利用者等に伝達する。

4 避難の指示等

千葉県知事又は市長（以下「千葉県知事等」という。）から避難住民の運送に係る求めがあったときは、正当な理由がない限り、避難住民の運送を的確かつ迅速に行うものとする。

また、千葉県知事等から運送の求めがない場合においても、自ら管理する施設について、旅客や物資の運送を確保するため、次の措置を講じる。

- ①施設の状況確認
- ②施設の安全確保
- ③施設における秩序維持
- ④その他旅客及び物資の運送を確保するため必要な措置

5 救援の実施

千葉県知事等から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、緊急物資の運送を的確かつ迅速に行うものとする。

また、緊急物資の運送に当たっては、列車の出発時間と到着時間を、逐次県対策本部へ報告するとともに、緊急物資の運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を県又は市から十分に提供を受けるなどして、運送に従事する者の安全の確保に十分に努める。

6 安否情報収集への協力

収集した安否情報について、千葉県知事等から提供の要請があった場合、個人情報保護に十分留意した上で協力するよう努める。

7 被災情報の収集及び報告

自ら管理する施設及び設備に関するもの並びに自らの業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、被災情報については速やかに千葉県知事に報告する。

8 生活基盤等の確保

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、旅客や貨物の運送を確保するため、次の措置を講じる。

- ①施設の状況確認
- ②施設の安全確保
- ③施設における秩序維持

9 特殊標章等の使用

(1) 特殊標章等の使用

武力攻撃事態等において、国民保護措置に係る業務を行う社員等若

しくは国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を識別させるため、千葉県知事から特殊標章等の使用に係る許可を受けて、特殊標章又は身分証明書を使用する。

(2) 特殊標章等の管理

社員に交付するにあたり、台帳を作成し管理する。

第4章 復旧等

1 応急の復旧

(1) 鉄道施設等の応急の復旧

武力攻撃災害等が発生した場合には、作業員の安全の確保をした上で、自ら管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

なお、武力攻撃災害等の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。

また、応急の復旧のため必要な措置を講ずるに当たって、自らの要員などの確かつ迅速な措置を講ずることができない場合、千葉県知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言等の支援を求める。

さらに、必要に応じ、自社の管理する施設の被災状況及び応急の復旧の実施状況を千葉県に報告する。

2 武力攻撃災害等の復旧

(1) 当面の復旧についての留意事項

本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災した施設及び設備について、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案し、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると認めるときは、地域の実情等を勘案し、当面の復旧方針を定める。